

年金記録問題への対応

年金記録適正化実施工程表(平成19年8月 厚生労働省)のポイント

目的:「年金記録に対する信頼と新たな年金記録管理体制の確立について」(7月5日政府・与党取りまとめ)を受けて、年金記録問題への今後の対応方針及びそのスケジュールを示す。

1. 「5000万件」の名寄せ【システム開発:19年8月~11月 名寄せ:19年12月~20年3月】

- 平成11月末までを目途にシステム開発を完了し、平成19年12月から20年3月までを目途に名寄せを完了。
- 名寄せと並行して、別途、死亡者や一時金受給者の状況等の「5000万件」の記録の内容について、民間の専門家チームと連携して解明作業に着手。
- ※「1430万件」等についても、「5000万件」に準じて解明作業を進める。

2. すべての方へのお知らせ

①「ねんきん特別便」【平成19年12月~平成20年10月】

- 今回の名寄せの結果を受けて、「ねんきん定期便」に代えて、すべての年金受給者及び被保険者に対して、加入期間及び加入履歴を通知する「ねんきん特別便」を送付。

送付対象		送付時期
名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせ		19年12月~20年3月 目途
その他すべての方へのお知らせ	①既に年金を受けている方	20年4月~5月 目途
	②今後年金を受け取る予定の方	20年6月~10月 目途

- 記録が結び付くと思われる方には「確認はがき」「年金加入記録照会票」をあわせて送付。
- 厚生年金被保険者について、経済団体の協力を前提に、事業主経由での送付を検討。

②「ねんきん定期便」【平成21年4月~】

- 平成21年4月から、「ねんきん定期便」を本格実施させる。なお、一定期間及び一定期間経過後については、以下の通りお知らせを送付することについて検討する。

【一定期間内】

送付対象者	今回追加する内容
すべての被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・加入履歴 ・全期間の厚生年金の標準報酬月額 ・全期間の国民年金の保険料納付状況

【一定期間経過後】

送付対象者	今回追加する内容
35歳、45歳、58歳の被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・加入履歴 ・全期間の厚生年金の標準報酬月額 ・全期間の国民年金の保険料納付状況
上記以外の被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・直近一年分の厚生年金標準報酬月額 ・直近一年分の国民年金保険料の納付状況

※従来から送付予定の内容:①加入実績に応じた年金見込額、②加入期間、③保険料納付額の目安、④将来の年金見込額(50歳以上)または年金額の早見表(50歳未満)

③いわゆる「無年金者」の方へのお知らせ【平成20年6月】

- 今年度中に市町村に協力を依頼し、介護保険の普通徴収者(年金から介護保険料を源泉徴収されていない者)に送付する保険料納入告知書に、注意喚起のためのチラシを同封。

3. コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ【平成20年度~】

- 特殊台帳等との突合せ作業は、平成20年度当初から実施。「国民年金の特殊台帳の記録」から突合せを先行実施。

4. 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ【平成20年度中を目途】

- 社会保険庁から被保険者記録を提供し、企業年金連合会及び各厚生年金基金において突合せを実施。

「5000万件」の年金記録の解明作業について

【名寄せ前の作業】 【名寄せ作業後の解明作業】

19年8月

19年12月

20年3月

※各分類毎の記録数について定期的に公表

基礎年金番号未統合の厚生年金・国民年金の記録

5000万件

システム開発

5000万件的記録の整理

- ①氏名、性別、生年月日が空欄の記録について年金手帳番号払出簿による補正
- ②異なる手帳番号の記録で同一人に係る可能性のある記録の整理

名寄せ

- ・1次名寄せ
氏名、性別、生年月日
- ・2次名寄せ
条件を緩和して名寄せ

【名寄せできた記録】

- 統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録
- 統合により直ちに受給資格期間を満たさないが、今後加入すれば将来受給権に結び付く可能性のある記録
- 統合によっても今後とも受給権に結び付かない記録（受給資格期間を満たさない記録）

「ねんきん特別便」の送付

【無年金者に対する注意喚起呼びかけ】

【年金記録確認第三者委員会】

- 十分な証拠がない者について、公正な立場で判断し、社会保険庁に斡旋。統合・給付に結び付く。

名寄せできなかった記録

国民年金の特殊台帳等との計画的な突合せによる記録の発見

民間の専門家チームと連携した解明作業

- ①年齢別・加入期間別悉皆調査
・年齢別に受給資格期間と対比した形で加入期間別記録を解明
- ②「5000万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類の整理
- ③上記①及び②を踏まえた分類により解明作業を開始

(名寄せ後の記録の分類)

- 名寄せできた記録（上記参照）と名寄せできなかった記録を分類する。
- 名寄せできた記録及び名寄せできなかった記録それぞれについて年齢別・加入期間別の分類を行う。
- 名寄せできなかった記録については、下記のいずれかの分類となる。

(名寄せ作業後の解明作業)

- ①名寄せ以外の年金記録から判明する解明作業
・失権者記録による死亡者・年金裁定済記録の除外
- ②死亡・海外居住者数の解明作業
・住基ネット等の活用
- ③名寄せ後のお知らせによる解明
・履歴の送付等による記録の発見
・無年金者へのお知らせによる新たな裁定請求

名寄せできなかった記録の分類

- 死亡者又は海外居住者に係る記録
- 過去、年金加入履歴があるが基礎年金番号が付番されていない記録
・受給資格期間満たさないもの
・受給資格期間満たすもの
- 転記誤り、届出誤り
・受給資格期間満たさないもの
・受給資格期間満たすもの

失権記録・住基ネットとの突合せによる解明

死亡者・海外居住者が明確化

名寄せ後のお知らせによる解明

統合・給付

今後とも受給資格期間を満たさない記録

今後受給資格期間を満たす可能性のある記録

(残された記録の徹底解明)

- 過去の勤務の事業所への照会（厚年）
- 過去の居所の市町村への照会（国年）

※その結果残された記録は次のいずれかとなる
・死亡又は海外居住
・生存者で記録内容を本人に確認
・生存するも居所不明

統合・給付

支給に結びつかない記録

死亡者に係る記録

今後とも資格を満たさない記録

今後受給期間満了の可能性のある記録